

一九七七年十二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649 FAX(03)3229915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

護憲の新政治勢力の結集へ……………2

「大会資格委」の不当な決定に対して強く抗議する……………3

資料1 日本社会党兵庫県本部再建準備会委員長 岡崎宏美……………3

九・二全国社会党員総決起集会開く……………6

資料2 熱気と笑いに覚悟秘め、一〇五〇人結集……………8

現情勢と社会党「再生」の課題……………9

問われる社会党員の生き方……………16

◇地方行革攻撃最前線から 高知県職労のたたかい◇……………23

労使慣行改悪反対闘争……………24

新たな段階で今年も「平和展」……………24

——村山発言、社会党「転向」のなかで……………24

政策転換認めず 社党・広島県本部が反旗……………24

——「読売」九月六日付報道……………24

亀井さん安全問われるのは日航だけじゃない……………24

読者からのおたより……………21

編集部だより……………23

旬刊 社会通信

NO.582

一九九四年九月二二日

一九九四年九月二二日発行
(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

■ 巻頭言 ■

護憲の新政治勢力の結集へ

社会党はついに護憲の党、勤労国民の党から第三保守政党へのみちに転落を開始した。転落を完了したときこの政党は消滅するであろう。全国大会における「自衛隊合憲」「日米安保堅持」などを柱とする基本政策の右翼的転換は、党員多数の意思をふみにじり、党内民主主義を無視して強行されたものである。

人事においても委員長代行となる副委員長と、さらに国会運営のカナメである国会対策委員長のポストはいずれも最右派の派閥「新民主連合(山花前委員長が代表)」にとられた。新民主連合は旧デモクラツツと旧新政策研究会などが合流した派閥で、新生・小沢・公明・市川の一・一ラインと裏でつながっており内部は一枚岩ではないが田辺誠元委員長や山岸連合会長が背後にいて新々党の関係でいつ反村山になるかわからず、いつ党を割つてもよいという構えである。

護憲・左派は基本政策をまもるため全国の仲間を結集して奮闘した。本部に対して五百弱の県本、総支部、支部などからの修正意見、反対決議などが行われ、危機感をもって大会に臨んだ。大会前夜、護憲ネットの提唱で開かれた「全国社会党員総決起集会」は大雨のなかでも一千名を超す熱気みせ、「社会党が改憲阻止の闘いに取組むことが不可能になるとき」にはわれわれは「新たな護憲の政治勢力を結集する歴史的使命を負うことを覚悟せねばならない。」という特別決議をも行った。大会を通じて左派系県本書記長クラスは、横の連絡をとりながら奮闘したが、修正を勝ち取ることができず敗北した。しかしこの敗北は党内民主主義による敗北ではなく村山内閣の権威をカサに党執行部がトップダウン方式による押し付けであり無謀なやり方による形式的敗北であった。具体的には基本政策の転換を認めない修正案(本誌三ページ参照)に賛成代議員一五二はけつして少なくない数であり護憲左派の健在を示すものである。自らの党の委員長が首相であり、「修正すれば村山内閣は潰れる」というデマゴギーをハネ返し、大臣や一部国会議員、一部労組幹部のいろいろな圧力に屈せず頑張った代議員の言動を高く評価すべきである。修正案に反対の二二二票は国会議員(約百二〇人)と支持団体(約三〇人)などによるものであつて、全国党員から選出された代議員の中では圧倒的に護憲・左派が勝っている。この党員多数の意思を反映させることのできない組織上と手続き上の欠陥が党内民主主義を屈服させているということである。マス・コミと財界の支援も右派執行部に対して、手厚いものがある。これに対する「返札」としてか、村山首相は九月五日、自民党の実力者や財界人の「自由社会研究会」に出席しているし、久保書記長も同日、参院愛知補選の支援要請に名をかりて、経団連に豊田会長(トヨタ自動車会長)に頭を下げている。まさに財界と自民・官僚にとり囲まれた姿であり、すでに保守陣営に埋没しているのである。

この状況下で何をなすべきか。自民党・財界のバックアップの中で右派社会党執行部の進む方向は、憲法改悪めざしての保守政治という筈(ほうき)による悪路の掃除である。自民党政府でもできなかつた悪政(消費税率の引上げなど)を実施させられたことになろう。

このなかでわれわれのなすべきことは、まず明確な展望を勤労国民に提起すべきである。それは護憲の新政治勢力の総結集である。組織的には、「護憲ネット」をさらに全国的拡大強化したものであり、運動的にはかなくなり捨てた社会党の革新的諸政策の実践である。

(社会通信政権研究班)

大会資格審査委員会の 不当な決定に対して強く抗議する

国民と全党員の眼がかつてないほどに今次日本社会党第六一回臨時大会に集中しています。このような状況下において、党が国民と全党員の納得を得ようとするならば、なによりも大会の民主的運営が心がけられなければなりません。

しかるに今大会において、大会資格審査委員会は、大会代議員構成に関して「定数三を減じ、兵庫の代議員の三減をもってそれに当てる。三減の内訳は、代議員権を認めるなど抗議のでいた中西裕三代議員を含むものである」という決定をいたしました。

この決定は、以下に理由を述べるように、大会の民主主義的運営の基準を踏みにじるものであります。私たちは怒りをもって抗議します。

あわせて、ここにいたる経過について責任を負うべき中央執行委員がそれを貫徹しなかつたことに対して抗議いたします。

一、今大会において、中西裕三代議員に付与されるべき代議員権は、すでに中執の通達によつて確認され、昨日の都道府県本部代表者会議において再確認されたものであります。

これをまつとうする責任をもつ中央執行委員会が、道理に合わない恫喝ともいうべき抗議にたじろいで確認を貫きえなかつたことは、遺憾のきわみであります。

二、大会資格審査委員会の結論は、痛み分けのつもりでありましょうが、筋も合理性もなく、党内民主主義の基準に耐えないものであります。かかる筋のとおらない理由によつて中西裕三代議員の代議員権が奪われることは絶対に認められません。

三、かかる大会資格審査委員会の処置は、大会運営の民主性に決定的な傷を与えるものと、私たちは断じざるをえません。

一九九四年九月三日

日本社会党兵庫県本部再建準備会 委員長 岡崎宏美

村山富市中央執行委員長あて 和田貞夫大会運営委員長あて

資料1 第六一回社会党臨時大会（一九九四・九・三）

第一号議案に対する三十県修正案

私たちは、わが党の委員長である村山連立政権を堅持し、本格・安定政権への発展をさせなければなりません。それには、何にも増して、国民の信頼を得ることであり、党が軸足を大地につけ、根を下ろす運動が強く求められています。

そのため、本草案に対し修正案を提起するにあたり、以下の理由を申し上げご理解と賛同を得たいと考えます。

第一は、「この現実政治への待たなしの対応と決断には、誤りはなかつたと判断します」と断言しているにも関わらず、中央執行委員会は首班指名時における海部もしくは白票を投じた国会議員に何らの処分の方角を示唆することが出来ませんでした。

第二は「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢について」です。

第一章から、第四章まで一貫して文脈は村山政権の実現経過と村山連立政権下における政策のあり方を国民にさし示したものと判断します。

そこで、第四章は、「新たな時代の政策展開」ではなく、「村山連立政権下における政策展開」として位置づけるべきだと考えます。

第三に、党固有の基本政策にかかわる課題は、「九三宣言」の継続討議を具体的日程にすえ、いわゆる「九五宣言草案作成委員会」(仮称)を直ちに設置し、党内討議を充分に経て、次期全国大会で決定するよう提起します。

修正箇所

一、草案 第一章(はじめに)

草案七行目「これまでの政敵をうしなつたことよつて」及び八行目終わり「党にとつて…示さなければなりません。」までを削除する。

一、草案 第四章(新たな時代の政策展開)を次のように改める

修正案 第四章(村山連立政権下における政策展開)とする

一、草案 第四章(新たな時代の政策展開)

前文

草案二十三行目「今回の村山委員長の政策転換発言は…総理大臣という」までを削除し、次のように改める。

修正案 「今回の村山総理大臣の政策転換発言は、こうした連立政権下における三党合意事項に基づいたものであり」

第一、非武装・中立・非同盟

草案一行目、「非武装」路線は、党を超え人類の理想です。党の『非武装』の主張は「を削除し、次のように改める。

修正案 「『非武装・中立』路線は、党を超え人類の理想です。党の『非武装・中立』の主張は」とする。

草案七行目、「非武装」は、人類の究極の理想として」を削除し、次のように改める。

修正案 「『非武装・中立』は、人類の理想として、今後なお、国民の合意を得つつ実現する目標として高々と掲げる必要があります。」

第二、自衛隊と日米安全保障条約

草案第六行目、「党は、軍縮基調を堅持し、…認識に立ちます。」までを削除し、次のように改める。

修正案 「党は、軍縮の推進を基本に、厳密に専守防衛に徹すべき自衛隊の存在を認識し、早急に適切な最小限防衛力の規模及び、その実現に至る具体的なプロセスを明らかにして、国民の合意を得ることにします。」

草案第十九行目、「引き続き堅持します」を、「維持します」に改める。

第三、わが国の国際貢献の問題

草案第五行目 「PKOによる協力の……踏まえて」までを削除し、次のように改める。

修正案 「憲法の精神を踏まえて非軍事・文民・民生の原則を厳守しつつ」

第四、「日の丸」「君が代」と戦後五〇年

草案第一行目 「党は、『日の丸』は国旗であり……認識に立ちます」及び三行目「しかし、戦後五〇年……尊重して対応します。」までを削除し、次のように改める。

修正案 「わが国には、『日の丸』を国旗、『君が代』を国歌とする法律はありません。専ら政府の統治行為や文部省の指導のなかで国旗、国歌として強制されてきたものです。」

また、同項十四行目「……徹底的に監視します。」の次に以下を挿入する。

修正案 「党は、国旗、国歌は国民に愛され親しまれるべきものとの立場から、とくに『君が代』の歌詞については、真に民主国家日本に相応しいものとすべきであると考えます。」

第五、エネルギー

草案第二行目「建設中及び更新を必要とする原発については、地域住民の意向を極力尊重し、対応することとします。」を削除し次のように改める。

修正案 「建設中の原発は、地域住民の意向を極力尊重し対応します。」

草案第十二行目「プルトニウムの利用については、慎重な検討を加えていくことにします。」を削除し、次のように改める。

修正案 「プルトニウムの利用については、抜本的に再検討を開始します。」

〔賛同者〕

富山県本部 石黒一男、新潟県本部 田鹿義男、北海道本部 佐々木秀典、神奈川県本部 吉田 明、埼玉県本部 市川博美、千葉県本部 若松繁男、山梨県本部 あき山篤、佐賀県本部 占野秀男、宮崎県本部 徳永年章、鳥根県本部 日高勝明、沖縄県本部 宮城健一、長崎県本部 森安 勝、鳥取県本部 米井 悟、広島県本部 蒲原俊博、岩手県本部 小川仁一、秋田県本部 畠山健治郎、宮城県本部 菅原 伝、長野県本部 布目裕喜雄、山口県本部 田中健次、岡山県本部 谷村啓介、香川県本部 篠原正憲、愛媛県本部 梅崎雪男、茨城県本部 竹内 猛、徳島県本部 寺前 学、福島県本部 佐藤智子、青森県本部 駒田正義、高知県本部 谷 英樹、山形県本部 千葉常義、鹿児島県本部 濱田健一

〔提案者〕

福岡県本部 竹村俊夫

九・二全国社会党員総決起集会開く

——熱気と笑いに覚悟秘め、一〇五〇人結集——

九月二日、社会党臨時全国大会前夜、篠つく雨でJR全線がストップしたものの、東京の日本教育会館は千五十人の熱気でうまった。「自衛隊合憲は認められない！ 基本政策堅持！ 全国社会党員総決起集会」の幕があいた。

上野建一（前衆議院議員）、小枝スミ子（東京千代田区議）の司会。開会あいさつは関晴正氏（青森）。「このままでは党はなくなる。村山内閣も支持できない。何としても提案をひっくりかえさねば」と大会の奮闘を呼びかけた。集会実行委を代表し村山喜一氏は「自衛隊を合憲としながら軍縮するのは至難の技。小選挙区制に賛成したから、社会党は解釈改憲にいざなわれていった。国民の、世界の期待にこたえ護憲の旗を守り抜く大会にしよう」と呼びかけた。

村山首相と社会党の解釈改憲に抗議する憲法研究者のアピール（三一人が署名、本誌第五八一号参照）が読みあげられたあと、出席した国会議員が次々に立つ。

「強権政治を民主的手法に変えたいと村山首相をおしたが、思えば小選挙区制が決まったとき党はこういうコースをたどるべくはめられていた。先輩が何十年もいつてきたことをくつがえされてたまるか。スクラムくんで基本政策を守りぬこう」（小森龍邦衆議院議員）
 「三〇年前、生きて帰らぬ教え子よ」との痛切な反省から今日まで護憲平和でがんばってきた。今、社会党はこれらをすべてかなぐり捨てようとしている。決して許さない」（濱日健一衆議院議員）。「党の路線は守るべきだ。安保部会長として一定の防衛費抑制の努力はした。ルワンダも何とかハドメを追求したい。自衛隊とは別組織を実現せねば問題解決しないのに、党の『平和の挑戦』をはこれを消してしまった。これは平和への挑戦だ。方針案は私たちの気持ちにそうよう修正させよう」（岩垂寿喜男）。

護憲リベラルの会からも辛口のあいさつ

次に連帯する立場から「参院護憲リベラル会」の国会議員の皆さんが辛口の熱弁（田英夫代表はメッセージ。小南陵議員は代理出席）。

「私は村山さんと社会党に石もて追われるごとくに首を切られた。しかし一・一の横暴を許すまじと村山政権実現に努力した。今にして思えば誤りだったかも知れぬが、その後の村山首相と社会党には怒りを感じている。私たちは九月末には新党結成にふみきる」（國弘正雄議員）。「PKO法に断固反対してきた社会党の委員長がPKOに賛成した重みは大きい。皆さんの願いがかなうよう明日の御健闘を期待する。そしてどうなっても護憲の旗を守り続けられるよう」（いとう正敏議員）。

会場には多くの前代議士が出席していたが代表して和田静夫前副委員長があいさつ。「社会党は解釈改憲を許さぬとってきたが、党首が承認し大会でこれを確認させようとしている。小選挙区制に既成政党のみこまれた今、政治不信にある主権者の声に耳傾ける護憲政党が必要と、党員生活から決別した」。会場は沈痛な面もちで聞き入っていた。

参議院から四人が参加

社会党参議院議員からも多くの方が参加した。

「河野、武村も村山さんに内閣と党の基本政策を一致させてくれとは求めていないのになぜあんな発言をしたのか。改憲は必ずくる。これを許さぬため党は合憲論に与してはならない」(山口哲夫議員)、「明日は正念場。生命というべき憲法を墓場にうめるのか護憲の党の存在感を示すのか。自衛隊も安保もなくてよろしい時代に入ったのに、これに逆行してよいのか」(矢田部理議員)、「被爆者援護法の答弁は歴代自民党答弁と同じ。国家補償を認めさせるため何十年と闘ってきたのに。国家補償の言葉が消えたら私たちは何のためにやってきたのか」(栗原君子議員)、「国民は社会党は何のチェック機能も果たさないとみている。村山政権を安定させるには党の基本政策をしっかりと根づかせること」(西岡ルリ子議員)。

重大な覚悟を込めた特別決議を採択

国会議員の仲間の決意にこたえ、会場からは各地の参加者が続々と発言。

「平和運動センターとして基本政策変更反対の申し入れを党にした。小選挙区制で墓穴を掘り、基本政策転換で自殺をはかるのか」(北海道)、「党派委員会で一総支部共同の決議案を提出。県本の態度を原案反対で確認させてきた」(山形)、「総支部代の発言は全員反対。山花は国会議員をつぶし村山は地方議員を根絶やしにするのか。党再生できねば新党を」(新潟)、「強豪をなぎたおした佐賀商にならない弱小ながら全国の期待に応えたい。県の全党員会議で一人も本部支持はいなかった」(佐賀)、「党派本大会で本部提案全面撤回決議を大差で可決した。モノいわぬ党員が離党の気持ちを抱いて明日の大会をみつめていく」(高知)。「兵庫で党再建準備会(護憲社会党)を旗あげし委員長となった岡崎ひろみ代議士は「人が人らしくあるためには護憲をつらぬかねばならない。そのために自力で組織をつくり中央方針のぐらつきをやめさせる。組織の中に民主主義を確立し、精いっぱいやれば自ずと次の方法が出てくる。私たちの大好きな社会党を何としてもつくり出していこう」と訴える。「護憲の公約を国民はおろか党員にも相談せず反故にするのはサギだ。軍鼓の鳴る所法は常に沈黙する」という。憲法の危ない時はたちあがる社会党をだいなしにする方針を阻止する」(島根県本部日高委員長)。「資本家は〇・六%しかない現実に見えるからおかしくなった。階級性なしの政党はありえない」(愛媛)、「昨夜ヒイ婆さんが枕元になって「今日は決戦じゃ」と告げた。県全党員集会で満場一致で修正案提出を決めた。東京にいけば右になるなら富山に是非来て下さい」(富山)。

どの発言も闘志満々、会場は声援と笑いにつつまれまことに活気ある集いとなった。集会の総意は別掲の特別決議に集約された。提案は兵庫県本再建(準備会)の浜崎書記長。それは「新たな護憲の政治勢力を結集する歴史的使命を負う」と覚悟まで含んだ不退転の意志であった。最後に護憲ネット事務局の小峰氏が「本集会での護憲の叫びを明日の大会にとどけるための大会場前に総結集しよう」と提案し国労闘争団全国連絡会金児事務局長の団結ガンバローで閉会した。

四〇〇人で大会激励行動

翌三日、翌八時三〇分から大会会場（社会文化会館）前は四〇〇人の党員でうめつくされた。前夜の集会からバス三台で参加した兵庫一五〇名をはじめ、山形、新潟、富山、関東各県、京都、大阪、高知、島根、東京など。横断幕がゆれビラがとびかい、シュプレヒコールがひびきわたり、その行動は護憲派代議員をふるいたたせる迫力であった。なお一部マスコミで、山岸会長の背広の「被害」が報じられているがデマ。会場前の迫力に仰天したSPがお年をめした会長の歩調を無視してひばったためらしい。（一）

資料2 全国社会党員総決起集会特別決議（九四・九・二）

歴史的使命を担うことを覚悟

社会党の中央幹部は、小選挙区制の受入れについて、今度の大会では自らがよって立つ基本政策を棄て去ることによって、社会党の生命（いのち）を事実上完全に絶とうとしている。これは退廃の極みではないだろうか。

われわれは次の理由により、これを断じて容認するわけにはいかない。

第一に、党の基本政策を支持し期待を寄せてきた支持者に対する公約違反であり、背信行為である。また基本政策をよしとして入党し活動に献身してきた党員の生涯を、ゴミ屑か虫ケラのように扱うものである。

第二に、社会党が自衛隊合憲論に転じ、自民党の解釈改憲に追随することになれば、護憲の党ではなくなる。憲法改悪を阻止するエネルギーも指導性も失うほかはない。経済同友会等々の発言に見られるように、明文改憲と海外への自由な自衛隊派兵をもくろむ財界の思う壺である。

第三に、保守中道諸党との政策的な違いも争点もなくなり、統一自治体選挙も、国政選挙も、およそ闘うことができなくなる。

第四に、保守諸党との基本的な違いがなくなり、「三極構造の一極」になることはおろか、存在理由が消えうせてしまい、一部は新・新党に、他の一部は自民党に吸収されながら、社会党は流れ解散となって、保守二党体制を促進せずにはすまない。

第五に、党の政策を連立政府の政策に一致させねばならないのであれば、村山内閣と社会党は、近衛文麿内閣と大政翼賛会の教訓を少しも生かさなないことになる。

したがって、われわれは大会に提出される「基本姿勢」の原案を根本的に修正して、従来の基本政策を堅持することを強く求め、いかなる脅（おど）しにも屈することなく闘いぬくものである。社会党らしい基本政策の堅持なくして大会の成功はない。

小沢氏らの新・新党へ参加したいという腐敗しきった一部の人人を引き留めるために、もし原案が必要な修正のなされないまま押し通されてしまうようなことになれば、党を支えてきた多くの党員が失われ、解党状況が一举にすすむであろう。

社会党が改憲阻止の闘いに取り組むことが不可能になるとき、われわれは改憲の国会発議による国民投票で勝ちぬくための全国的運動に取組み指導できるような、新たな護憲の政治勢力を結集する歴史的使命を負うことを覚悟せねばならない。

右決議する。

現情勢と社会党「再生」の課題

——問われる社会党員の生き方——

一、激変する政治情勢 自社連立政権と社会党解体

① 昨年八月の府支部大会は、総選挙での社会党の惨敗と、「小選挙区並立制」を掲げる細川非自民政権の誕生の直後に開催された。ところが、それ以降一年も経ぬ現在では、既に細川内閣は「小選挙区制・政党助成法」を強行成立させた後、急速に求心力を失って遂に「佐川疑惑」によって退陣し、かわって成立した羽田連立内閣も、発足直後に社会党が離脱して少数与党となり、予算成立後、内閣不信任案をつきつけられ総辞職した。

当初は、三八年間続いた自民党一党支配からの転換に何とか希望を見出そうとした世論の支持を獲得していた非自民連立政権ではあったが、その中枢は、新生党・公明党そして細川等の新保守主義勢力が占め、小選挙区制導入、コメ市場開放、消費税率アップ、国連常任理事国入り、朝鮮有事体制確立等を積極的に推進する使命を持っている政権であった。従って社会党が、この政権に加わっている期間が長ければ長い程、社会党はその基本政策や総選挙公約と正面から対立する政策の推進者とならねばならず、党员や支持者の意気阻喪と離反を招き、その面からの党解体に拍車がかかるのは必至であった。

② しかし一旦否決された小選挙区制法のデタラメな強行成立、「国民福祉税」構想、内閣改造をめぐる対立、羽田連立政権樹立のための「確認事項」等々の一連の事態、さらに羽田内閣閣僚の一連の発言（南京大虐殺否認、朝鮮有事体制準備、核兵器違法性の否定、集团的自衛権の憲法解釈の変更等々）によって、非自民連立政権なるものの本質が大方の眼にも明らかになるにつれ、労働者・勤労国民からの一定の反発と抵抗が急速に生まれ始めた。社会党の政権離脱も、表面的には政策をめぐるものではなかったが（従って、指導部の意識性によるものではなく）、下部のこの反発と抵抗が一定反映されたものである。

もし社会党にこの逆流を政治的に組織する力があれば、前国会末には内閣不信任案を可決し、解散・総選挙に追い込むことのできる絶好のチャンスが生まれていた。羽田内閣を不信任して現行中選挙区制で総選挙となれば、消費税や朝鮮有事に対する社会党本来の主張を独自に前面に掲げて闘うことが可能となり、失われつつあった党への信頼、結集力を取り戻す再生の絶好の機会となる筈であった（そうした社会党再生の条件が生まれつつあったからこそ、旧連立与党は、社会党の政権復帰のハードルを次々と上げ、社会党丸ごとの政権復帰を阻み、党分裂Ⅱデモクラッツの取り込みを策したのである。そして同時に、何とんでも解散・総選挙の道を回避したのである）。

③ ところが、連合幹部の連立復帰へ、猛烈な圧力とデモクラッツの分裂の脅しによって、社会党指導部は貴重な数日間を旧連立与党との政権協議に費やし、その間に内閣不信任案可決・解散総選挙の好機が失われるとともに、羽田内閣の「自主的総辞職」表明によってその芽は最終的に摘み取られてしまったのである。

しかし、旧連立与党の挑発や連合・デモクラッツの脅しに屈して、屈辱的な政権復帰な

いしはデモクラットの脱党(分裂)に陥る事態を阻んだ力が、社会党内外に一定程度(全体を制するものとしてではないが、無視することのできぬ下部からあるいは外部からの力として)蓄えられていることも事実であり、我々はそれにも注目しなければならぬ(もし旧連立復帰やデモクラット脱党の事態に立ち到っていたとするなら、我々はほとんど準備のないままの分裂ないし新党結成という極めて困難な選択に追い込まれていた可能性が高い)。

④ そうした社会党内部の状況と旧連立各党の間隙をぬって浮上したのが「自社連立政権」である。国会議員のごく一部(伊東秀子や「太陽」の一部の「リベラル政権を創る会」)を除いては、この連立を積極的に推進した勢力は社会党内部にはいない。もちろん労働者、勤労国民の大衆運動によって生まれたものではない。ある勢力が意識的に主導した結果としてでなく、労働者、勤労国民が旧連立政権を解散総選挙に追い込むことはできなかったが、旧連立復帰を押し止める一つの力とはなったという社会党内外の特殊な現状の力関係が、結果として生み出したものである。

従って、この政権を「ハト派政権」「護憲リベラル政権」であると評するのは極めて危険である。かなりの程度に衰弱し、内部に新保守主義への迎合勢力を抱え、連合に包囲されている社会党の力をリアルに見る必要がある。独占資本やマスコミも政権発足当初は、村山政権に一定の距離を置いていたが、今では早速取込みにかかっているし、閣僚の中には名うてのタカ派である亀井静香や政党法制定を唱える野中広務等がおり、PKO法見直し(法成立後三年後が来年)についても早々とPKF凍結解除が言われ出している。

連立の相手が、新保守主義勢力から旧保守勢力に変わったものであり、「手法」には一定の違いが見られるとは言え、現在のところ消費税引き上げ幅の確定と時期を、一、二年度程度先送りしようとしていること、国連常任理事国入りについてアジア諸国や国民の理解を得てからと迂回作戦を取ろうとしていること、小選挙区制区割り法案の成立を急がない点を除いては(これとて秋の臨時国会になればどう変化するか不明である)、政策的本質において大きく変わるところはないと見るべきである。むしろ我々にとつての成果は、党再生のための貴重な「息つき」の時間と条件を獲得したことである(ただし、時間と条件のみである)。

⑤ しかし時間は限られているし、社会党内の力関係は非常に不安定である。白票や海部票を投じた議員を含めてデモクラットは、離党したり謹慎するどころか、党に居座り続け、素知らぬ顔で党や国会の要職(委員長代行、国対委員長、政審会長、与党内総務、衆院予算委員長等々)を占拠し、こぞとばかりに基本政策放棄に向けてうごめいている。村山首相の「自衛隊合憲」国会答弁という既成事実をテコに、九月三日党臨時大会に向けて「自衛隊合憲論」を党方針にしようとしている。

我々は当面、九月党大会における「自衛隊合憲論」転換を阻止するために大阪からも全力を上げるとともに、党再生を実現する力を蓄えるために活動の集中点をどこに置くのかを意志統一し、力を合わせて組織的に行動しなければならぬ。そのためにも激変する政治情勢の底を流れる階級対立の基本をしっかりとつかまえ、活動の指針としなければならぬ。

一、不況脱出と合理化推進・海外進出

現在の労働者・勤労国民の労働と生活に最も大きな影響を及ぼしているのは、言うまでもなく「不況」である。この「不況」は戦後最大の規模であると言われている。

① 政府統計による「完全失業者」は一九九四年四月で「二・八%、一九四万人」と前年同期に比して二三・六%の急増である。有効求人倍率は「〇・六六」と低迷し、新卒就職浪人は統計史上最大の一五万人に達している。

そして九四春闘の賃上げ率は、定期昇給二%を含めてわずか「三・一一%、加重平均八、五八三円」に過ぎず、四年連続前年割れ、物価上昇率を上回ることさえできない春闘史上最低の結果となった。「大量失業と実質賃下げ」による生活の不安定が不況下での労働者状態である。

② 独占資本は、これに対して「不況克服」の常套手段としての合理化運動を、労使一体・企業ぐるみの運動を、さらに「国民運動」として組織する。

高度成長が破綻して以降、七三―七八年不況（「オイルショック」）では「減量経営合理化」が民間製造業部門を中心として七五年以降展開され、八〇―八二年不況（第二次オイルショック）では官庁・公企体部門を対象に民営化を含む「行革合理化」が、八六―八七年不況（「田高」）では「構造調整」合理化が金融・税制を含む全部門に広がって進められ、九二年以降の不況では「リストラ合理化」が流通・サービス部門あるいはホワイトカラーをもまきこんで全労働者、勤労国民を巻き込んでいる。

③ この「平成不況」下での「リストラ合理化」の特徴は以下の点にある。

第一に、「過剰設備投資」である。いつも不況は「過剰生産」という市場経済の宿命を原因に発生するが、今回は「バブル」期の異常な「過剰設備投資」がそれに拍車をかけている。既に慢性化していた過剰資本が土地や株を異常に高騰させ、それを利用して低コストで（転換社債等）、豊富な資金を大量に得た資本は、相互の技術競争に勝ち抜こうとして八六―九〇年の間に猛烈な設備投資競争を展開した。設備投資は個別資本にとって過重となっていたが、投資を抑えれば技術競争から脱落するというジレンマである。

その結果、「減価償却費・人件費・金融費」の「固定費用」（売り上げが減少しても直ちには減らないコスト）が急増し、「損益分岐点比率」（売り上げが何%まで減少すれば「赤字」に転落するかの数値）は、八九年初めの七八・四%から、九三年末には九二・四%にまで急上昇した。売り上げが八%減少すればたちまち「赤字」に転落する体質になったということである。九二年度上場企業の減価償却費（一兆七千億円）は、ついに経常利益（八兆六千億円）を上回るに至った。そこへ生産過剰とバブル崩壊（土地、株式等の急落）が同時に発生して、不況となったのである。

第二に、しかしこの間の「利潤」は、日本独特の低い「配当性向」と、過大な「減価償却費」や数々の「引当金」計上に対する政府による手厚い非課税優遇措置によって、企業の「内部留保」として潤沢に蓄えられた。資本金一〇億円以上の大企業（約五〇〇社）の内部留保金は、ふくらむ一方の国家財政赤字を尻目に、「一一七兆円」にも達し、九二年度一年間だけでも十五兆五千億円も増加している。「不況」「赤字」と言っても、労働者や

勤労国民とは正反対に、資本にとっては依然として「カネ余り」（資本過剰）なのである。彼らが頭を悩ますのは、その投下先の確保である。

第三に、従ってまず独占の衝動は、過剰商品、過剰生産のハケ口としての公共投資に向かい、その結果「国家財政への寄生」は一層深まる。度重なる「不況対策」の結果、一九九四年三月末には国債発行残高は「一八八兆円」に達した。巨大公共事業は目白押しである。そして、その高率の利払い（八％。所有者のほとんどが独占資本）を含めたそのツケは必ず大衆増税に転嫁される。逆進性の高い間接税（消費税率アップ）は独占資本に奉仕する限り必然である。

第四に、他方では過剰資本を抱えた独占の衝動は、「資本輸出」Ⅱ「他民族への寄生」に向かう。不況下にかかわらず、むしろ国内が不況であるからこそ、日本の「海外資産」（日本の企業や政府が国外に保有している国債や株式、貸付金、工場・鉱山等々の資産）は増える一方で、九三年度末で二兆二千億ドル（二二〇兆円！）となり、それから外国政府・企業保有の日本国内資産を差し引いた「純資産」も六千億ドル（六〇兆円）と三年連続して世界一となった。その結果、海外に投資した資本からの「投資収益」は、九三年度一年間で四〇〇億ドル（四兆円）を突破したのである（この数字には現地で再投資は含まれないから、実際の収益額はもっと多いと推測される）。アジアを中心とした低開発国民族の労働者から搾取して国内に還流させていく構造が既にできあがっており、他方では、「海外生産比率」は飛躍的に高まり、その面からの国内企業の倒産・工場閉鎖・首切りは拍車がかかっている。不況の長期化と円高は日本輸出をさらに進める。

第五に、首切りは全労働者に及んでいるが、今回は中高年齢ホワイトカラーにも大きく波及したことが特徴である。一九九三年一年間で「管理職」は戦後最大の減少を示し、一〇月だけで一二万人も減少している。これに「事務員」を加えたホワイトカラーは、九三年三月に前年同月比で四二万人も純減している（従って、それ以上の人数の首切りが実際には行なわれた）。間接部門の人件費コスト削減を目的に、首切りと並行して、管理職や研究職への「年俸制」導入をはじめ、一般労働者に対しても年功序列賃金の「職能資格賃金」への転換が急速に進められている。こうした労働者の首切りに反対する抵抗や闘いを連合や多くの単産は組織できないどころか、企業側に立って促進しているために、各地で管理職組合の結成やパート労働者の地域ユニオンへの「駆け込み」が続いている。

最近では不況は克服されても雇用は改善しないだろうと言われている。OECD諸国が一九九四年末には史上最大の三五〇〇万人失業を数えようとしているが、景気が回復してもそのテンポが遅い上に、相互の技術競争の激化と海外生産とが雇用吸収を妨げるのである。

④ 現在の日本独占資本が望む政治とは、こうした全面的な合理化と海外進出を国家がバックアップして推進するとともに、それに対する労働者や勤労国民、アジア民衆の反抗や不満を巧妙に体制内に吸収してくれる政治体制なのである。

三、新保守主義政治と社会党解体

① この全国的な合理化と海外進出を推進し、それに対する反抗を吸収できる政治体制の実現という目的からすると、三八年間続いた従来の「自民党一党支配体制」は独占資本にとって、左記の点において限界に達し、その主要な役割を終えつつある。

・「個別利益」（特定業界や省庁）と結びついた政治からの脱却（真の「国益」に立脚した政治。経済大国にふさわしい国際行動）

・「大衆増税」（消費税率のアップ）への断乎たる決断

・「中間階層の切り捨て」（農民、都市商工業者、管理職層等）

・「国連」の名による海外軍事行動への公然たる参加（従来の九条解釈の大幅改悪）

② そこで独占資本によって待望された政治こそ「新保守主義」政治である。その一般特徴は以下の通りである。

・国有企業の民営化（既に国鉄・電々・専売の民営化は実行された）
 ・労働法制改悪や職場闘争規制による労働運動の弱体化を通じた賃金抑制とインフレ抑制

・累進課税の緩和（資産家・大企業優遇⇨減税）と大衆増税（間接税増税）

・種々の政府規制の緩和

・自助努力の奨励と公的福祉のカット

・軍事費の増額と積極的海外展開等々

③ 新生党・公明党そして細川日本新党が、その担い手として登場し、自民党政治に対し「改革派」を自称した。そして連合幹部と社会党国会議員の多くが、この新保守主義への「改革」に次々とまきこまれていった。

④ 細川内閣、羽田内閣ともに、政権の主導力は「新保守主義」であり、自民党政治に比べて「よりましな」政権でなく、「より危険な」政権であった。

羽田内閣樹立にあたって締結された「確認事項」は如実にその本質を示している。

・安保堅持と憲法解釈改悪（「普遍的安全保障」）

・消費税率アップ（「間接税率の年内引き上げ決定」）

・朝鮮有事（「国連の決定に従う」「日米韓で連携」）

⑤ しかしこの政権への移行の最大の障害物は労働者や勤労国民の立ち上がりであり、それを代表する政治勢力に日本社会党が成長することである。従って、彼等にとっては自民政権からの転換とともに「護憲勢力・抵抗勢力」の解体を同時に推進することが絶対条件となる。

⑥ その二つの目的を実現する手段こそが「小選挙区制・政党助成法」の成立であった。一九七〇年代後半のロッキード事件以降相次いだ政治腐敗を逆手に取って、日本生産性本部を母体とする「社会経済国民会議」（とりわけその「政治改革特別委員会」⇨亀井正夫委員長）による周到な世論操作が繰り返された。腐敗防止の原因を中選挙区制に転嫁し、政治改革を小選挙区制へすりかえ、政党再編を推進するものである。

そして実現した選挙制度こそ、徹底した「護憲派」排除システムであり、強力な執行府

Ⅱ内閣を誕生させるシステムである。少数意見を切り捨て、比較多数に絶対多数議席を与える小選挙区制一般の働きに加え、この法の随所に「政党要件」（国会議員五人以上もしくは真近国政選挙全国得票率二%以上）が幾重にもはりめぐらされ、こうした「政党」にのみ著しい優遇措置がこうじられる。無所属や新党、小党候補は、こうした特典を奪われて、はじきとばされる一方、「政党」幹部は絶大な力を持つ。

- ・「小選挙区候補者届出政党」（新たに、候補者と同格で選挙の母体に）
 - ・「比例代表名簿提出政党」（従来認められていなかった「小」選挙区と比例区の「重複立候補」および選挙活動の「相互乗り入れ」が可能）
 - ・「政党助成金受領政党」（政党幹部が議席数、得票数に比例して一括受領）
 - ・「企業献金受領政党」（企業献金も政党幹部が一括受領）
- そして参議院否決後の細川・河野の取り引きで、比例区選挙は「ブロック単位」とされ最小（近畿）二・九%―最大（四国）一二・五%の「事実上の阻止条項」が設けられた。

四、残された社会党再生の困難な道

① 自社連立政権において、社会党が独自の政策を実現しようとすれば、たちまち強力な害が立ちふさがり、内閣存続の危機に遭遇するであろうし、内閣存続を優先させれば、旧連立内閣当時と同様の「基本政策全面放棄」という事態に陥らざるをえない。その意味で社会党解体の危機は依然として続いているのである。

② 小選挙区制実現という将来のハードルが待ち構えている以上、我々に残された社会党再生の道は「分裂」なしにはありえない。なぜならば、次期総選挙（小選挙区制）において

- (1) 基本政策を放棄して、いずれかの保守党（旧連立与党、自民党）と連携して議席を維持する道を選択すれば、個々の社会党出身議員は国会議席を残せるが、社会党の組織と運動は、名実ともに消滅する。
- (2) 議席の大幅な減少を覚悟してでも、旧連立各党とも自民党とも対決し、全選挙区で独自候補を擁立して闘う道を選択すれば、国会議席は激減するかもしれないが、社会党の組織と運動は残せる。

前者の場合は護憲派が新党を作らざるをえず、後者の場合は解党派が脱党する他ない。いずれにせよ、現在の社会党が小選挙区制下、新保守主義体制下で、まるごと再生する道はありえず、分裂は必至であることを、我々の共通認識にすることが重要である。

③ 我々の課題

上記のいずれの道をたどるかは予測できないし、我々の抵抗と敵の攻撃のぶつかりあいである以上、事態はもっと複雑に展開するであろう。しかし、いずれの場合でも、現在の我々の力では、その後の事態は極めて困難である。

課題ははっきりしている。分裂に備えて、力を蓄える以外にない。

第一に、労働運動の職場からの再興である。しかも、タテ（機関指導）に依存せず、労働者に直接依拠して、分会・支部からの自主的に闘える体制である。

この一年間、全通の同志たちは、摂津公平審（強制配転）、生野第三次公平審（元旦出発式処分）闘争を闘ったが、生野の場合、代理人体制を含めて、一般組合員の力を大きく引き出して支部独自の力で担い切っている。「もはや処分は怖くなくなった」とも総括されている。

また郵便職場で始まった一般労働者の強制配転に対して、生野支部独自で座り込み行動等々を組織する中で、一名の撤回を勝ち取る成果も生み出している。敵のやり過ぎをついたという面もあるが、一人の処分、配転・出向、労災・職業病、首切にもこだわって、自主的な抵抗を編み出す中で、労働者本来の怒りや抵抗が引き出され、活動家や役員もそれに依拠して、困難や怖さを克服して闘う職場の労働運動を築いていることが肝心である。

力があるから闘えるのではなく、一人の問題にこだわって闘うから、闘う力が創り出されるのである。また、「泉州ユニオン」でのこの一年間の三例の首切り反対の取り組みは、まさに労働組合が全くなかった職場、労働運動を全く経験していない労働者が、自分の問題を取り上げてくれる活動家、労働組合に対して、絶大な信頼を寄せ、勉強しながら手弁当で必死に闘う姿を示している。

そして同時に、単産タテ指導はもともと力にならないが、タテ指導がないから後退するとか、あきらめるのではなく、地域共闘で支え合う体制作りが大きな力を発揮するということである。南近畿で結成された国鉄地域共闘や郵政公平審守る会の経験がそれを教えている。

第二に、あらゆる大衆運動を党総支部に集約していくことである。

職場の労働運動や地域共闘などの大衆運動を党総支部に集約できるかどうかは、それを担う仲間の目的意識性いかんである。地域共闘や職場の攻防のあらゆる場に党を引き出し、党に持ち込み、党総支部活性化につなげる意識的努力や工夫が今一步求められる。大衆運動と切れた党は力を失い、右傾化に翻弄される。そこでアゴのケンカをしても勝負はつかない。

今年で七回目を向える反核・平和の火リレーでは、党総支部をまきこみ青年の息吹きを党の財産にできているところと、依然として無縁なところの差が歴然と生まれている。

第三に、統一自治体選挙の取り組みである。

同志の立候補準備が進んでいる、東大阪（府・市会）、堺（市会）では選対の中心を居住、職場双方の活動家が担うとともに、周辺地区からの支援態勢を整える。

高槻、吹田等においても、我々の中から立候補者を出す準備を急ぐ。

第四に、以上を意志統一する組織活動の強化である。

全支部が最低月一回の支部会議を開き、党総支部の強化に向けた意志統一、職場の労働運動強化等々、具体的な情勢に合わせて、随时意志統一の場を持つ。また古典を使つた学習会を支部会議と並行して定例化しよう。

激動の情勢に備え、約束し、意志統一を深め、党・労働運動強化に取り組もう。

◇ 地方行革攻撃最前線から ◇ 労使慣行改悪反対闘争

高知県職労のたたかい

「地方行革リストラ合理化の先鞭に抗して」

自治省は、六月三日「新しい地方行革の推進について——地方行革リストラ素案」中間報告をまとめた。素案では、「地方公共団体自らが自主的、主体的に地方行政全般にわたる総点検を行ない、明確な目標設定と効果的な進化管理のもとに、地方行政の抜本的なリストラを断行することが急務」と強調している。このことは、この間の地方行革攻撃の総仕上げとして、全国統一的に自治体合理化を推し進めるためのものであると考える。

このような状況を先取りするかのように、高知県では県立病院の赤字改善を前面に打ち出した病院経営「健全化」合理化の提言が出されるとともに、まもなく「高知県行政改革検討委員会」から合理化提言がまとめられることとなっている。この間、常に県民サービース第一への意識改革を唱えてきた橋本知事は、「新たな労使関係確立」として「労使慣行を全て見なおす」という極めて反労働組合的な姿勢を打ち出してきた。

「組合つぶしの一里塚」——この間の経過

(1) 高知県当局は、昨年末に労使関係・慣行の改悪提案を我々に迫ってきた。その内容は勤務時間内の組合活動を大幅に制約し、団体交渉に規制を加え、戦術行使に処分をかけるという脅しや、コンピュータ導入にあたっての事前協議を廃止し、無制限使用を進めるなど今までの労使慣行や、当局が定めたVDUガイドラインなどの総務部長通知さえ一切の白紙にしようという、労働組合つぶしを意図したものであった。しかし、この攻撃も今から考えれば、知事の基本姿勢として労使関係に対する認識に極めて問題があり、それに悪乗りした人事当局の「この際に」という攻撃姿勢の現れだったと言える。

提案を受けた私たちは、内部議論もする中で、整理し改めるべき課題については整理するが、労働組合の根幹に関わる部分は譲れないという基本的な姿勢を堅持して、当局との話し合いに臨んできた。しかし、話し合いの過程で、当局は当初提案の内容を何ら譲歩する事なく、時間だけは経過した。「六月議会までに結論を」という当局の姿勢がある中で、これ以上は話し合いでの方向性は見いだせないかと判断し、団体交渉を進めることとした。

(2) 六月半ば闘いの山場の週には自治労本部、各県職労、県本部各単組からの激励電報や座り込みの支援参加が集中され、県職労の闘いだけでなく自治労本部、各県職労、県本部各単組、連合、県評センターの支援も受けた闘いを組織してきた。しかし、あくまでも闘いの基本は、県職労の団結であり、県職労への結集こそが問われるということも確認してきた。

六月二二日に一時間ストライキを配置し、二波の座り込み(二波目は中止)も背景にした団体交渉を重ねた。しかし、当局回答に前進は見られないばかりか大詰めの段階で、本来この問題については責任を持って判断するとしていたはずの副知事が知事の指示を受けて「実りある話し合いの環境づくりとして、(a)組合側に反省と総括を求める(b)戦術を行使

するなら前向きな回答を出さない(c)県職労として三役又は四役が一任を取り付けること」というそれまでの話し合いの積み上げを否定するかのような内容を提示してきた。しかもその前提条件は、およそ労使対等の原則を踏みにじるものであると言っても過言ではなかった。県職労としては、労働組合としての基本にかかわる重要な問題であるという認識のもとに、副知事の姿勢の変更を求めてギリギリまで判断を保留してきた。しかし、「これ以上の回答はできない」という副知事の信頼関係をそこなう不誠実な態度に交渉を打ち切り、次の判断理由で一時間ストライキに突入せざるをえなかった。

①労使慣行改悪提案内容の未整理課題について、一切の譲歩姿勢を見せる事なく、全て組合のみの妥協を求めてきたことについては到底容認できない。

②話し合いの環境づくり二条件 (a)組合側に反省と総括を求めてくる姿勢(b)戦術を行使するなら前向きな回答を出さない)を呑むことは労働組合として、妥協の余地はなかった。

③副知事が全権委任をされているということで、組合は誠意を持って話し合ってきたにもかかわらず、結果的に知事の指示によって「たが」がはめられたために、副知事は独自に判断することが出来なくなった。六月議会までに責任を持って話し合うとしてきたにもかかわらず、責任を果たさなかった当局に強い憤りを感じる。このことは副知事の責任で判断するという前提で話し合ってきた信頼関係をないがしろにするものであった。また、そのような絶対的権力を持った知事の労使関係における基本姿勢は、労使対等の原則を踏まえ、労働基本権を認めようとしないうるものであり、極めて不当であると考えられる。

結果として、九〇年一月以来のストライキに分会段階では多少の戸惑いもあったものの、当局の強権姿勢に反発した仲間の怒りで、成功を勝ちとることができた。

(3)六月二十七日には四役で帰国直後の知事と話し合いを持ったが、知事の基本的な姿勢は変わることなく、中央執行委員会は示された条件については以下の理由で受け入れることは出来ないかと判断して、その結果を副知事に通告した。

(知事から示された条件)

(a)今後も話し合いを続けるというのは、四役一任でなければならぬ。話し合った結果を組織に持ち帰って、また出なおしてくるということなどは話し合いは出来ない。

(b)四役一任を取り付けてきても、うまくいくという甘い幻想は持たないで欲しい。判断できる幅は極めて狭く、四役で来る以上は組合を大きく変える決意をしてきてもらわなければならない。

(受け入れられない理由)

(a)四十数年来の県職労の培った労使慣行、組織の基本方針をたった一日の判断で見なおすということ出来ない。

(b)四役一任で臨んだとして、結論は現状と大きく変わるものでない。しかも、一任の前提として、「県職労の考え方を大きく変えなければならない」という前提があり、県職労としては賃金・労働条件の維持・改善を第一に考えて大衆闘争路線で運動を進めるといふ基本を改めることは出来ない。

その他、いくつか話し合った事柄で知事の考え方が顕著に現われている部分を次に述べ、組合の考え方もあわせて記載しておく。

(知事の考え方) ストライキを実施したのだから、組合も重大な決意をしていると考える。その上で今後も話し合いを続けるというのは、四役一任でなければならぬ。話し合った結果を組織に持ち帰って、また出なおしてくるということなどは話し合いは出来ない。

(組合の考え方) 労働組合の組織の在り方として、一定の機関会議を経て、判断するのは当然のことであり、知事の判断一つで組織を動かすという県当局の組織の在り方とは違っているので、そこを理解できない知事の考え方は隔たりが大きい。

(知事の考え方) 労働条件の向上のために、今の労使慣行を見なおしたいということ。全国にも先駆けた、女性の働きやすい条件などをつくりたいが、そのことを県民に理解されるためにも、労使慣行で後ろ指が刺されるようなことではいけないと考える。

(組合の考え方) 労使慣行を踏まえた組合運動と闘いがあつてこそ、女性の労働条件なども改善されたことは、育児休業・看護休暇等の拡充の経過などでも明らかとおりである。組合活動を規制しておいて、組合員の労働条件だけは改善するということでは信頼できるものではない。例え、労使慣行が見なおされたとしても、超勤やVDU操作など女性が働き続けられる状況が確保されているとは言い難い現実を直視する必要がある。また、例として、二年がかりの取り組みで新設させた獣医師の初任給調整手当のようなものについても、「労使慣行を見なおせば、即座に答えていくということか」と問えば、それには明確に答えないなど、表面的な考えとしてしか受けとめられない。

(知事の考え方) 組合幹部の考え方は時代の流れにあつていない。社会のものの見方が違うのであれば、いくら話し合っても無理と考える。仕事をしたいという若い人を引き立ててやっていくことが県政にとってプラスと判断したのでそういう腹をくくった。

(組合の考え方) 我々も時代の変化をとらえた組合方針を確立することは、重要だと考えているが、単にその変化に応じた対応だけを繰り返すということは問題があると考える。その基盤としては、まさに社会のものの見方が大事であつて、我々としては働く仲間がいかに大切にされる社会かということを中心に考えてきた。その前提に立つて県民サービスの充実もあると考えている。県民サービスのために、自らの賃金・労働条件を犠牲にして「減私奉公」するという立場には立てないと考える。また、一部の職員だけを引き立てるという考え方は組織の在り方として問題があり、多くの職員の気持ちを無にするものとして問題は大きいと考える。

(知事の考え方) 四役一任を取り付けてきても、うまくいくという甘い幻想は持たないで欲しい。判断できる幅は極めて狭く、四役で話し合いに臨んでくる以上は県職労を大きく変える決意をしてきてもらわなければならないので、それでもせずに無理をして四役一任ということほしないほしい。

(組合の考え方) 個別課題では、判断できる幅が狭いということや、労使関係において基本的な認識が大きく違う中で、自らの考え方以外は受け付けないような強権的な姿勢に対して、四役一任という形の話し合いを継続することは、組合員に対して責任の持てる対応にならないと考える。

「合理化への地ならしは認めない」——闘いの意義

(1) 今回の労使慣行改悪攻撃の意図は、大きくは次の二点であることを確認しながら、闘いを組織してきた。

① 八月以降の行革検討委員会合理化、病院経営「健全化」合理化、賃金抑制合理化などが予想される中で、県職労の抵抗を阻止する意味でその活動及び闘争を大幅に制約することが意図された攻撃である。

② 「県民サービスを第一に」という意識改革を行なうときに、労働者としての権利拡充や、権利行使が弊害となる。だから、そのようなことを主張しない労働者・労働組合づくりを意図したものである。

(2) そして、この攻撃は、当局と組合執行部の間の問題ということではなく、結果として組合員一人一人の賃金・労働条件の課題であるし、四十数年來の労使関係の否定であるとらえて、県職労の組織をあげた闘いを組織することとした。

さらに、この闘いは自治労運動の長年の闘いの成果をも否定する攻撃であるとして、自治労産別の闘いとして位置付けるとともに、県内的には連合高知・県総評センターの支援も受ける中で、反労働者の攻撃との対決として全国・地域への闘いの拡大も図ってきた。

「法律を盾に組合運動の否定」——通告内容

県当局は話し合いが決裂して以降、譲歩の姿勢を見せることなく七月二五日労使慣行の一方的な見直し通告を行ない、九月一日からはその内容で強行することとしている。内容は以下のとおりである。

(1) 組合活動 ①勤務時間内には団体交渉とその打ち合せの会議のみは保障する②オルグや諸会議の扱いは組合休暇、年休取得の上で行なうか、時間外にしか認めない③組合休暇を新設するが、その扱いについては限定的に解釈する

(2) 団体交渉 ①分会における交渉事項は制限する(交渉事項は所属長が決定権を有するもののみとし、賃金・休暇等は交渉の対象外とする)②交渉時間は勤務時間内とする③参加人員を大幅制約する(人事当局は四〇名とする、評議会は三〇名、部長は分会代表・中執・職能代表で三〇名、主管課長は分会代表・中執・職能代表で二〇名、所属長は分会三役と各班一名で一〇名まで)

(3) 戦術行使 ①一カ月で合計して三〇分以上の職場集会はカット、②戦術行使の際の事前協議は当局としては行なわない

(4) コンピュータ問題 ①導入にあたっての事前協議の廃止、②一日の使用時間規制の廃止、③作業記録簿の廃止、④臨時・非常勤職員への使用拡大、⑤妊産婦の使用は本人の意思を尊重することとし、使用禁止としない

さらに、当局は同日一時間ストに対して、書記長の減給一〇%一カ月を始めとした一六名に及ぶ処分を強行した。県職労は以上の暴挙に対して以下の声明を明らかにしてきたところである。

行政処分と労使慣行見直し通告に対する抗議声明

九四・七・二五

高知県当局は、われわれ県職労が労使慣行改悪に対して反撃する闘いの過程で当然の権利として行使したストライキ行動に対し、不当にも七月二五日一六名の行政処分を行なった。県職労六〇〇組合員は、怒りをもってこれに抗議し、今後ともひるむことなく闘いぬくことを決意すると同時に、一方的に通告をしてきた労使慣行見直しについては、受け入れられるものではないことを表明する。

① 今回のストライキ実施は、自治体労働者の労働基本権を否定しようとする知事及び県当局の不当な姿勢に対して、止むに止まれず行なったものであり、当局の姿勢にも極めて問題が大きいと言わざるをえない。

ストライキを回避するお互いの努力を無にする知事自らの「ジュネーブから帰国して話し合うということ」を理由にストライキを中止することのないように」という発言は、一方の当事者として極めて無責任な言動だと考える。

② 県当局は「違法なストライキ」と指摘するが、本来は公務員労働者も、憲法によって労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）は保障されているものであり、今回処分の根拠とする地公法にこそ、問題があると考ええる。国際的に見ても、ストライキ権を全労働者に付与していないということこそ、批判されるべきものであると考える。

③ さらに、今回の処分発令と同時に、話し合いで合意が見いだせなかったとして、一方的に労使慣行見直しの通告という暴挙を行なったことは断じて許せないことであり、今後の労使関係を大きくそこねるものである。この間の経緯を見れば、当局の言う「新たな労使関係」とは「組合側に反省」や「四役一任の取り付け」を求めたりするなど、労使対等の原則を踏まえ、強権的に進める労使関係であることに強く抗議する。県職労は、今後とも重大な決意で当局と対峙していかざるをえないことをここに明らかにする。

我々は、不当な弾圧と処分に屈することなく、当局の強権的姿勢を糾弾しつつ、闘いのなかでこそ労働者の権利は確保されることを肝に命じて、闘い続けるものである。

「労働の中で人間らしさを奪われたくない」—— 今後の決意

我々が四十年來の闘いの歴史の中で勝ち取ってきた現在の賃金・労働条件は、まさに組合員の団結の地から築き上げた労使関係・労使慣行そして闘争力であったと考える。今後、行革検討委員会による提言合理化、病院経営健全合理化などに対して県職労が立ち上がる前に県職労組織の弱体化を狙ったものであるばかりでなく、労働者が労働の間として人間の尊厳を取り戻すために団結して闘うことすら否定しようとするものである。われわれは当局に対して強い怒りを確認するとともに、この闘いが厳しくして長期に及ぼうとも、「労使関係のお互いの自主的立場と対等の原則を尊重させる」とともに「そこに働く仲間の賃金・労働条件・権利が否定される職場に真の民主主義と人権尊重、県民

サービスはない」ということを当局に求め続けていくことを決意している。
働く仲間の団結こそもっとも人間らしさを確認できる証であり、毎日、毎日の団結と怒りの確認の中で、我々働くものが大事にされて、より充実した県民サービスが確立される日が、必ず来ることに展望を持って闘いぬいていきたいと考える。

「普通でない知事の姿勢を追及する」——当面の課題

知事は、議会でストライキに対して「許されざる行為で、厳正に対処する」と述べた。しかし、知事は自分がジュネーブに発つ前に県職労に対して電話を掛けてきて、「私が帰国してから話し合うということ」を理由にストライキを中止することのないようにしてください。ストを打ってから組織の力量を見て話し合えばいいのではないかと述べている。

このような使用者がどこにいるだろうか。普通なら、「自分は留守にするが帰ってから話し合いも続けたいので、最悪の事態は避けましょう」というところであって、極めて対立を深める姿勢で臨んできた当局の責任は大きいといわざるをえない。

労働組合として「普通」のことを求める我々に対して「普通」の姿勢でない知事を向こうに回しての闘いだけに、厳しく長期に及ぶ闘いを決意せざるをえないかもしれないというところをお互いの共通認識とする必要がある。

「長期の闘いを決意」——今後の運動強化を

労使慣行見直しの通告を受け入れるものではないという執行部の強い決意と同時に、その中の運動を通じて県職労運動に主体的に参加できる組合員の成長を勝ち取るとりくみを強化する。その先の展望として、一方的に奪おうとする労使慣行を取り戻すことをめざす。

◇ 読者からのおたより ◇

市議選と“逆風” 連日の猛暑の中、鳥取市議会議員選挙に同志を立候補させるため、定年前に退職してもらい、徹底して自宅訪問行動を展開しています。もちろん社会党公認になっていますが、「自衛隊合憲論者」ではないだろうな、と念をおされる毎日です。党を名のって、逆風では困るな、と話し合っています。 (鳥取・Y)

編集部より 候補者、選対の悩みは東京も同様。来年の統一地方選挙にむけ経験を交流し合うことが緊要との印象です。

秋の闘いに全力 長崎、佐世保の両闘争団も第五九回国労全国大会を受けて、秋の闘いにむけて全力をあげてがんばっています。 (長崎・S)

編集部より 九月上旬、佐賀に参ります。その時寄りたかったのですが、仕事の都合上ダメ。まことに残念。

今日の社会党の原因 今日の社会党の状況を招いたのは、独占や右派の攻撃だけでなく、左派とりわけ労農派、社会主義協会の明確な組織論のなさに原因がある。革命的マルクス主義党を建設するのでなく、共同戦線党をマルクス主義党に変えていくという戦略に無理があった。護憲勢力の結集も統一戦線ととらえ、革命党も一から作り直す覚悟でやった方

が、長期的には良い結果が生まれると思う。

編集部より 九月三日の結果にもよりますが、社会党員一人ひとりが深刻な総括が求められることになるでしょう。

来年からやめるかな？ 値上げになったため？ 来年より三部やめる予定です。その時連絡します。できるだけ継続するよう努力しますが。

編集部より 継続よろしく！ 内容についてもご意見を。

村山さんはヒドイ 野党、反対派のいない時代、たいへん危機感を感じます。それにしても村山政権の自衛隊合憲、日の丸・君が代政策はひどい。

(埼玉・S)

編集部より おっしゃるとおり。九月三日がポイントです。全力をつくします。

政策転換に反対 購読料送りました。自衛隊合憲等々論外です。九月臨大では何としても路線変更を阻まねばなりません。深夜に及ぶ職員会議で日の丸・君が代をストップさせるため腐心したかつての職場時代、そして今は「海外派兵反対市民の会」の事務局を担当し、機関無視の中央本部に猛省を促すのみです。

(旭川・N)

編集部より 「自衛隊合憲論」反対の声は日に強まりつつあります。がんばろうよ。

期待してるよ 日々変化のある情勢、期待して読ましてもらいます。

(東京・H)

差額カンパします 誌代遅くなりたいへん迷惑をおかけしました。長期不在のための事とお許しください。なおご請求との差額は僅かではありますが通信等の費用としてお納めください。

(大田・S)

編集部より ありがとうございます。

「通信」は指針 いつもご送付ありがとうございます。政治情勢がめまぐるしく変化する中で、「社会通信」はその指針となっています。今後ともよろしく！

編集部より 誌代ありがとうございます。ご支援を。

購読します 「新規購読」です。よろしく。

(奈良・K)

編集部より 感想ぜひお寄せ下さい。

どうなってるの？ 通信が届くのを楽しみにしています。社会党の委員長が総理大臣になつてしまえばびっくりしています。職場でも「どうなってるの？」と聞かれ、「消費税廃止にむけてがんばってもらいたいね」と言っていますが、やはりこの先、心配です。的確な情報をよろしく！

(富山・由)

このような社会党をこそ！ 憲法二八条(労働三法)をふみにじった京都地裁決定、大阪高裁決定を受け苦闘する京都コンピュータ学院労組は、八月七日の「出発大会」より本格的に活動を開始した「日本社会党兵庫県本部再建準備会(護憲社会党)」を訪問し、支援要請を行いました。その翌日の八月二四日の護憲社会党執行委員会では迅速く支援決定を行い、支援の通達も出して戴いたとのこと。

「打てば響く社会党」 「現場の苦闘に快く手を差し伸べてくれる社会党」 こういう社会党をこそ私たちは待ち望んでいたのだ、めざしていたのだ、いやめざさねばならないのだと痛感しました。このような護憲社会党を兵庫だけでなく、京都でも全国でもと思うこと大でした。九月三日の社会党臨時全国大会に向けた闘いと「その後」の闘い、一歩も二歩も踏み出し頑張りましょう！

(京都・稲村守)

新たな段階で今年も「平和展」

——村山発言、社会党「転向」のなかで——

四九年目の暑い夏が広島と長崎にやってきました。ことしも岐阜市職員労働組合連合会が主催する「平和展」が、八月六、七の二日間おこなわれ、二千人を越す入場者がありました。労働組合が主体で続けられている「平和イベント」は全国的にも珍しいと言われていますが、こととして十二回目を成功裡に終えることができました。

主催者側ではなく、他の行事との関係から、わずかの時間、会場へ顔を出しただけが、準備段階から努力された仲間の皆さんには頭が下がります。

九日、十日と高山市へ行く機会があり、「語られなかった戦争——アジアからの証言」アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む高山集會実行委員会の方たちとの夕食交流会に出席させていただきました。

十日の集会で証言される広島被爆語り部、沼田鈴子先生に久しぶりにお会いすることができましたし、一緒に証言される、韓国人で広島で被爆され、在韓被爆者として被害を訴えておられる金分順（キム・ブンスン）さんのお話を聞くこともできました。

村山首相になって、「被爆者援護法の早期制定」を期待したのに、広島・長崎での発言は歯切れが悪く、逆に「自衛隊合憲、原発、日の丸、君が代」などは声高に叫ばれ、とまどいと失望を感じている中、金さんの言われた「それでも日本の被爆者は恵まれている、私たちは何の補償もされていないのだから……」は胸に鋭く突きささりました。

十日午前は、高山別院御坊会館のパネル展示を観させて頂きました。中国、朝鮮、フィリピンなど、日本軍によって強制的に軍隊慰安婦にさせられたアジアの女性が、日本政府を告発する六八点のパネルに胸をうたれました。

在韓被爆者の声と六八枚のパネル——村山首相の言う「ふつうの国」とは、こうした国内はもとより、アジア近隣諸国への戦後補償を実現してこそ言えることではないのでしょうか。こうした運動を支え、裏切らないためにも、社会党が党是である「護憲・非武装中立」の旗を守りぬくとりくみを一層強めていかなければならないと痛感しました。

それぞれが仕事を持ちながら、高山集會成功のため、また小京都高山の朝市見学など高山散策を企画され、遠路の沼田先生や金さんに細やかな配慮された実行委員会の皆さん、本当にご苦労さまでした。

〈岐阜・K〉

◇編集部だより◇

▽今号は合併号とさせていただきます。理由は社会党臨時大会の結果を見、これからどうするかの方角を指し示したかったからです。

▽大会をめぐる詳細な動きは次号で述べます。まずは巻頭言、そして九月二日おこなわれた「全国社会党員総決起集会」の特別決議を論議の素材にしていだければと思います。▽そこでお願いします。二つあります。一つは読者のみなさんがお考えになっている、そして実践されている戦略展望を本誌に寄せていただきたいことです。そして炎のような討論をまきおこそうではありませんか。二つは各地の社会党、労働運動、さまざまな動きについて本誌あてに情報をお送りいただきたいことです。

▽いよいよ正念場、力をつくし合いましょうよ。

（滝野）

政策転換認めず―社党・広島県本部が反旗

―「読売」九月六日付報道―

本誌の校正中、友人から今日の「読売」(九月六日付)見たかとの電話があった。見てないと答えると、すぐファックスで送る。「通信」にのせてくれとの要望。送られてきた記事には「政策転換認めず―社党・広島県本部が反旗」とあった。以下はその全文。

社会党が安保・自衛隊、日の丸・君が代など基本政策を転換した問題で、同党広島県本部(石田明委員長)は五日、執行委員会を開き、護憲・平和の党是に反するとして政策転換を認めない方針を決めた。臨時大会後、地方組織が中央批判を打ち出したのは初めて。

石田委員長は、自衛隊合憲や安保堅持などが「ヒロシマの心」に反すると指摘。連立政権の枠組みを理由にした基本政策転換は党の基盤を喪失させるとして「護憲の党の原点に回帰すべきだ」と強調した。執行委員全員も同調し、従来の基本政策を県本部として独自に堅持することを確認した。

石田委員長は「政策転換は絶対に認められない。ある日突然、違憲が合憲になるなど公党としてあるべきことではない」としている(読売新聞、九月六日)。

広島県本の決定は当然のことだ。九月五日、私も全国の仲間に電話を入れた。答えは、「党中央の方針に従えば組織がつぶれる。従来方針を貫く以外にない」というものだったからだ。「ヒロシマの心」を体現したこの方針につづくことが求められる。

亀井さん安全問われるのは日航だけじゃない

連合の集會に旧自民勢力の政治家の参加が目立つ。その典型が七月おこなわれた「連合政治・政策フォーラム」結成総会だった。どこも伝えていないが、渡部恒三・新生党代表幹事代行は「労働組合が今では経営者以上に円高、産業構造の変化について心配している。私も労働組合の認識をあらためた」との主旨の発言をした。労働組合・連合はここまで独占資本とその代理人になめられているというわけだ。

今度は亀井静香運輸大臣が、日本航空のアルバイトの時給制スチュワーデス導入に、「雇用形態が異なるスチュワーデスが混乗していると緊急事態の安全措施に問題がある」と行政指導で中止させた。さらに、亀井運輸相は、これを批判した日経連を「安全や働く者の身分保障・権利に注意を払わず労働者をこき使ってもうける利潤追求型の一九世紀の悪い経営者」と批判、労働問題にまで発展した。

ならば亀井氏に尋ねる。パート労働者は日航だけか。国鉄からJRへの移行、そして現在の不当労働行為のデパートといわれる実態はどうなのか。さらには病院等々の職場の実態は。